

## 令和4年度 第2回 龍ヶ崎市市民協働推進委員会

日 時： 令和4年8月10日（水）  
午後2時から

場 所： 龍ヶ崎市役所5階 全員協議会室

### 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 市民活動支援制度の見直しについて [資料1]

3 その他

4 閉 会

**【配付資料の内訳】**

[資料1] (仮称)市民活動サポート補助金【案】

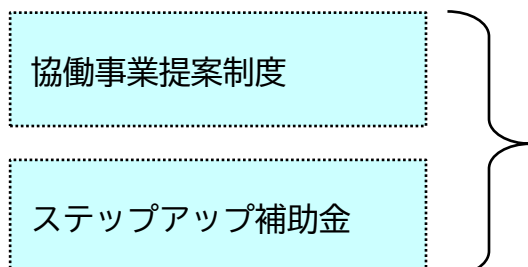
# (仮称)市民活動サポート補助金 【案】

令和4年8月10日

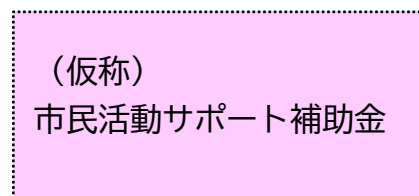
龍ヶ崎市 市民生活部 コミュニティ推進課

現行の2つの補助金制度（協働事業提案制度，ステップアップ補助金）を統合し，1つに改め，新たな補助金制度を創設する。

【現行制度】

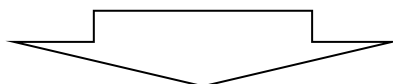


【新制度】



《 新たな補助金制度の創設に向けた3つのポイント 》

- ① 公開プレゼンテーションを廃止することにより，申請のハードルを下げ，手続き等の負担軽減を図る。
- ② 補助率を100%とせず，一定の自己負担を求めることにより，補助金交付終了後の事業継続性を確保する。
- ③ 申請年度に補助金を交付することにより，機運が高まっているときに事業実施を可能とする。



市民活動団体の視点に立った利用しやすい補助金とするため，申請手続きの負担軽減を図りつつ，スピード感のある交付決定を行うとともに，事業継続性を確保する観点から，市民活動団体側に対して事業費の一定の自己負担を盛り込む。

《 案① 》

補助区分	スタートダッシュ支援	ステップアップ支援
目的	市民活動初期の支援として、新規設立団体のスタート活動を支援する。	市民活動拡充期の支援として、団体のステップアップ活動を支援する。
対象団体	新規又は設立後2年未満の市民活動団体。会員3人以上	設立後2年以上の市民活動団体。会員5人以上
対象事業	次の条件をすべて満たすものが対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定非営利活動促進法別表に掲げる20の活動に該当するものであること。</li> <li>・ 営利を目的としないものであること。</li> <li>・ 龍ヶ崎市内で実施し、主として市民を対象とするものであること。</li> <li>・ 当該市民活動団体の構成員のみを対象とするものでないこと。</li> </ul>	
補助上限額	10万円	30万円
補助率	9/10	7/10
補助回数	1回限り	2回まで（同一事業として）
審査方法	財政課長専決（補助対象団体適格性審査書による審査）	市民協働推進委員会にて書類審査及びヒアリングを実施。平均点方式により、 <u>事業採択の可否を判断する（一定点数以上の事業のうち点数の高い順に予算の範囲内で採択）。</u>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一年度において1団体につき1事業</li> <li>・ 補助金の交付を受けようとする年度内に完了すること。</li> <li>・ 国、県及び市などから他に補助金等を受けていないこと。</li> </ul>	

【メリット・デメリット】

- △ 事業採択に当たり、附属機関による公平・中立性が確保された上、可否判断及び優先順位付けを行うことができる。また、予算の範囲内での採択となるため、予算執行は計画的なものとなる（年度途中による補正予算等の必要はない）。
- ▼ 市民協働推進委員会による審査を経る必要があり、会議の準備・開催をはじめ、交付決定に至るまでそれ相応の時間を要するため、スピード感到課題がある。また、事業採択の優先順位を付ける観点から、採択決定を行う機会は必然的に年1回となり、市民活動団体側の機運が高まっているときに事業を実施することは困難。

【附属機関（市民協働推進委員会）の役割】

- ・ 書類審査・ヒアリングの実施、事業採択の可否判断（優先順位付け）

《 案② 》

補助区分	スタートダッシュ支援	ステップアップ支援
目的	市民活動初期の支援として、新規設立団体のスタート活動を支援する。	市民活動拡充期の支援として、団体のステップアップ活動を支援する。
対象団体	新規又は設立後2年未満の市民活動団体。会員3人以上	設立後2年以上の市民活動団体。会員5人以上
対象事業	次の条件をすべて満たすものが対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定非営利活動促進法別表に掲げる20の活動に該当するものであること。</li> <li>・ 営利を目的としないものであること。</li> <li>・ 龍ヶ崎市内で実施し、主として市民を対象とするものであること。</li> <li>・ 当該市民活動団体の構成員のみを対象とするものでないこと。</li> </ul>	
補助上限額	10万円	30万円（Aランク：80点以上） 25万円（Bランク：60～79点） 20万円（Cランク：60点未満）
補助率	9/10	1回目：7/10 2回目：5/10
補助回数	1回限り	2回まで（同一事業として）
審査方法	財政課長専決（補助対象団体適格性審査書による審査）	市民協働推進委員会にて書類審査及びヒアリングを実施。平均点方式によってランク付けを行い、補助上限額を決定する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一年度において1団体につき1事業</li> <li>・ 補助金の交付を受けようとする年度内に完了すること。</li> <li>・ 国、県及び市などから他に補助金等を受けていないこと。</li> </ul>	

【メリット・デメリット】

△ 条件をすべて満たせば、補助上限額に差はあれども必ず補助対象となり、市民活動団体側は比較的利用しやすい（事業実施の見通しが立てやすい）。また、補助上限額は、附属機関による公平・中立性が確保された上、ランク（評価）に応じて額が決定されることから、歳出予算の抑制につながる（過剰な支出を抑えられる）。

▼ 市民協働推進委員会による審査を経る必要があり、会議の準備・開催をはじめ、交付決定に至るまで一定の時間を要するため、スピード感にやや課題がある。また、会議をその都度（申請ごとに毎回）開催するのは時間的な問題から現実的ではないため、例えば、上半期・下半期といった年2回のスケジュールで申請受付（補助金募集）をするなどの工夫が必要となってくる。ただし、この場合はタイトなスケジュールになることが予想されるほか、上半期・下半期ともにそれぞれ予算枠の設定が必要となり、状況によっては補正予算等の必要性が生じてくる。

【附属機関（市民協働推進委員会）の役割】

- ・ 書類審査・ヒアリングの実施、補助上限額の決定（事業内容によるランク付け）

《 案③ 》

補助区分	スタートダッシュ支援	ステップアップ支援
目的	市民活動初期の支援として、新規設立団体のスタート活動を支援する。	市民活動拡充期の支援として、団体のステップアップ活動を支援する。
対象団体	新規又は設立後2年未満の市民活動団体。会員3人以上	設立後2年以上の市民活動団体。会員5人以上
対象事業	次の条件をすべて満たすものが対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定非営利活動促進法別表に掲げる20の活動に該当するものであること。</li> <li>・ 営利を目的としないものであること。</li> <li>・ 龍ヶ崎市内で実施し、主として市民を対象とするものであること。</li> <li>・ 当該市民活動団体の構成員のみを対象とするものでないこと。</li> </ul>	
補助上限額	10万円	20万円
補助率	9/10	5/10
補助回数	1回限り	1回まで（同一事業として）
審査方法	財政課長専決（補助対象団体適格性審査書等による審査）	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一年度において1団体につき1事業</li> <li>・ 補助金の交付を受けようとする年度内に完了すること。</li> <li>・ 国、県及び市などから他に補助金等を受けていないこと。</li> </ul>	

【メリット・デメリット】

- △ 補助対象団体適格性審査書等による事務局側の審査のみのため、申請から交付決定に至るまでスピード感があり、即事業の実施が可能。加えて、申請手続き等のハードルも低く、簡素化・負担軽減にもつながっており、市民活動団体側にとっての満足度は高い（より利用しやすい）。
- ▼ 機運が高まっているときに事業実施が可能であることや、申請のハードルが低くなった分、申請件数の増加が予想される。しかしながら、予算にも限度があることから、補助上限額や補助率、補助回数を抑える必要があるほか、補助対象経費の種類等をはじめ、しっかりとしたルールづくりが必要となる。また、予算枠の関係から、各年度の予算の範囲内で先着順（予算枠上限に達し次第終了）にするなど、対応が必要となってくる。

【附属機関（市民協働推進委員会）の役割】

- ・ 書類内容の審査や事業採択の可否判断等の役割がなくなることから、それに代わるもの、又はその他想定されるものとして次の事項が考えられる。
  - ① 年度末に事務局側から当委員会へ実績報告を行い、今後に向けた助言等をいただくなど、進行管理を実施。
  - ② 新制度の創設に伴い、令和4年度をもって市民協働推進委員会条例を廃止し、当委員会を解散。